

保険・補償制度について

当社の車両には下記の金額を限度として保険その他の制度による補償が付いています。
ただし補償制度の上限を超えたもの、免責金額が保険約款の免責事項に該当する事故、貸渡約款に違反する事故及び警察の事故証明書が取得できない場合の損害はすべてお客様のご負担となります。

※【免責額とは】・・・対物補償、車両補償のうちお客様にご負担いただく金額のことです。

補償内容		補償額	免責額
対人補償	1名限度額	無制限	なし
対物補償	1事故限度額	無制限	5万円
車両補償	1事故限度額	時価額まで	5万円 (一部車両は 10万円)
搭乗者補償	1名限度額	3,000万円	なし



ノンオペレーションチャージ(休業補償)

万一、事故・盗難・故障・汚損等を起こし、車両の修理・清掃等が必要となった場合、その修繕期間中の休業補償として、損傷等の程度や修理等の所要時間に関わりなく下記金額をご負担いただきます。

自走可能の場合 **20,000円**

自走不能の場合 **50,000円**

保険・補償が適用されない例

- 警察に事故の届出を実施しなかった場合(事故証明がない場合)
- 出発時にお申し出いただいた方以外の方が運転して起こした事故
- 当社保証額を超えた場合の超過額
- 自損事故、相手不明の当て逃げや、イタズラキズなどは保険・補償が適用されない場合があります。
- レッカー代等の移動料はお客様の自費負担となります
- 保険約款の保険金をお支払いできない事由に該当する事故の場合、補償されません。

その他お客様ご負担となるもの

◎タイヤのパンク

◎ホイールキャップのみの紛失・損傷

- スペアタイヤへの交換作業については指定損害保険会社のロードサービスをご利用いただくか、お客様自身でお願いいたします。
- スペアタイヤを装備していない車両がパンクした際は、車載パンク修理キットを使用せず損害保険会社のロードサービスへご依頼ください。ロードサービスで最寄りの修理工場等へ搬送いたします。
- やむを得ず車載パンク修理キットでパンクの応急処置を行う場合、その車載パンク修理キット費用はお客様のご負担となります。
- 破損したタイヤの修理代、タイヤ交換が必要な場合の新しいタイヤ代と工賃、紛失されたホイールキャップ代はお客様のご負担となります。ホイールが損傷した場合はノンオペレーションチャージの対象となります。
- 新しいタイヤに交換する際、出発店舗への事前連絡をお願いいたします。
原則破損したタイヤと同等のものに交換頂きます。

東京海上事故受付センター

(東京海上日動安心110番)

営業時間外は下記ご手配いただき
翌朝に当社へのご連絡をお願いいたします。

0120-119-110

D-BOXレンタカー

〒849-2102 佐賀県杵島郡大町町福母1173-9

営業時間 9:30~18:30

日曜日のみ10:00~17:00(要予約)

0952-65-1990